

小型機船底びき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-5-8	手練第2種なまここぎ網漁業	1隻	10トン未満	定めなし	次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 白杵港白灯台 ロ 白杵川河口中央点と津久見島頂上とを結んだ線と白杵港白灯台と赤灯台とを結んだ線との交点 ハ 津久見島頂上 ニ 白杵市大字板知屋青ビダ黒石	12月1日から翌年の3月31日まで	共第27号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	令和4年12月23日から令和5年1月23日まで

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。また、申請期間の欄の「定めなし」とは、申請を受け付ける期間を設けない場合をいう。
- 2 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年8月31日までとする。